

明石海峡航路で発生した二重衝突海難の再発防止対策について、お知らせ

このたび第三管区海上保安本部交通部長より、去る3月5日、明石海峡航路東口において発生した衝突海難に対して、第5管区海上保安本部では、別紙の通り再発防止対策を策定した旨来報ありましたのでお知らせすると共に同種海難の再発防止に向けご遵守下さるようお願い申し上げます。

平成20年4月8日
全国海運組合連合会

三交安第169号

平成20年3月31日

全国海運組合連合会

会長 小比加 恒久 様



第三管区海上保安本部交通部長

船越 良行

明石海峡航路で発生した二重衝突海難の再発防止対策について
時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
各位におかれましては、平素から海上保安行政につきまして格別のご理解
とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る3月5日、明石海峡航路東口において、3隻の船舶が関係し、
死亡・行方不明者4名を数えるという衝突海難が発生しました。また、この
衝突海難に伴い、関係する船舶の1隻が沈没したため、付近海域では油流出
による被害も生じているところです。

この海難を受け、第五管区海上保安本部では、別添のとおり再発防止対策
を策定し、明石海峡航路を通航する船舶及びその関係者に対し、広く周知し
ているところですが、貴殿におかれましても、同種海難の再発を防止するた
めに、傘下関係先に対します周知及び指導につきまして、ご協力を賜ります
ようよろしくお願ひいたします。

五交安第105号
平成20年3月14日

別紙記載 御中

第五管区海上保安本部
交通部長 御池 俊郎

明石海峡航路で発生した二重衝突海難の再発防止対策について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

各位におかれましては、平素から海上保安行政に対し、御理解、御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、去る3月5日、明石海峡航路東口において、3隻の船舶が相次いで衝突し、そのうちの1隻が衝突直後に沈没し、死亡者2名、行方不明者2名を数えるという痛ましい海難が発生しました。また、この衝突・沈没海難に伴い、明石海峡航路周辺海域はもとより播磨灘から大阪湾に至る広い海域に油が流出・浮流し、大きな被害が生じております。

ご存知のとおり、明石海峡航路は瀬戸内海を東西に航行する船舶の航路筋に当たっており、一日当たり約860隻もの船舶が通航する国内でも有数の海上交通の要衝でもあります。

このため、以前より当本部におきましても、明石海峡航路を通航する船舶の安全を確保するための指導を行ってきたところですが、同種海難の再発を防止するための応急の対策として、明石海峡航路を通航する船舶には、特に次のような安全対策事項に重点を置いて航行するよう、貴傘下の関係船舶及び関係者への指導徹底をお願いします。

記

1. 明石海峡航路及びその周辺海域では、船長が船橋にて自ら操船を指揮し、見張りを強化する等安全を確保する体制をとるとともに、自動操舵装置を使用せず、手動操舵により航行すること。
2. 必ずVHF16chを常時聴守し、大阪湾海上交通センターからの情報提供及び通信に備えること。
3. 神戸・大阪方面から西航し明石海峡航路に入航する船舶は、航路入口直近海域において大角度の変針を行うことなく入航できるよう、明石海峡航路東方灯浮標北側水域においてゆるやかに変針して航路の延長線に沿って入航すること。